

## 1. 計画推進のための全庁的な取組体制

### (1) 取組体制

#### ① 公共施設マネジメント体制

公共施設等総合管理計画の推進にあたっては、施設を効率的に維持管理する目的で、町長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。また、具体的な再編・再配置等を検討するため、職員で構成する検討会議を開き、全庁的に検討する推進体制を構築します。

#### ② 研修会の開催によるマネジメント意識の醸成

公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人ひとりが、その意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、マネジメント意識の共有化を図ります。

### (2) 情報の管理と共有

固定資産台帳・公有財産台帳を一元的な情報データとして活用し、修繕履歴や建て替え等に関する情報を更新していくこととします。

また、一元管理されたデータを庁内で共有することにより、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

## 2. 実施計画の策定

本計画においては、基本方針で掲げた目標を達成するため、具体性をもった実施計画を策定します。実施計画の期間は5年間ごととし、実効性を高めるため個別に施設評価を行いながら施設ごとの具体的な方向性を定め、計画を更新していきます。

なお、本計画の計画期間は平成29年度から30年間としていますが、総合計画との整合性を図るため、本計画の実施計画は平成30年度からとします。

実施計画の期間

